

# 第11章 林 野 庁

## 第1節 林業生産基盤の整備

### 1 造 林

#### (1) 造 林 事 業

##### ア 予算の概要等

昭和62年7月森林資源に関する基本計画が改定（閣議決定）され、従来の拡大造林に重点を置いた造林施策を見直し、単層林の適正な整備に加え、複層林や育成天然林の積極的な整備を推進する方向が打ち出された。造林補助事業においても、この基本計画の改定の方向に即した抜本的な再編・整備を既に行い、62年度から新たな制度のもとで事業に着手しているところである。さらに、3年度には、着目する森林の機能や事業の目的等により、事業体系を5事業区分に改正し、NTT資金等を活用しつつ、植栽から保育に至る体系的な事業の実施、複層林及び育成天然林の整備等地域の特性に応じた着実な森林の造成・整備を推進したところである。7年度の国庫補助予算は表1に示すとおりであり、総額639億600万円と前年度の総額496億5,700万円に比べ28.7%増となっている。

##### イ 一般造林事業

##### (ア) 単層林整備

##### a 人工造林

人工造林とは森林の造成を目的として、苗木の植栽又は種子の播付け及びこれらに伴う作業を行うもので、7年度補助実績は8,403haとなっている。

##### b 保育

保育とは林木の健全な成長の促進を目的として、下刈、雪起こし、倒木起こし、除・間伐を行うもので、7年度補助実績は19,193haとなっている。

##### (イ) 複層林整備

複層林の造成を目的として受光伐、枝払い、樹下植栽、保育、複層林作業路の開設などを行うもので、7年度補助実績は1,660haとなっている。

##### (ウ) 育成天然林整備

優良な天然林の育成を目的として、地表かき起こし等更新補助作業や不用木等の除去等の改良、保育、育

成天然林作業路の開設などを行うもので、7年度補助実績は2,450haとなっている。

##### (エ) 不発弾等事前探査

沖縄県の本島中南部地域を主体として、不発弾等の有無を確認するための磁気探査等を行う事業で、7年度補助実績は9haとなっている。

##### ウ 流域森林総合整備事業

この事業は、民有林の構造的特質である所有の零細性及び分散性を克服するため、計画的、組織的な実施方法に基づき、流域を基本的単位として森林資源の一層の質的高度化を図る総合的な森林整備を行うことによって、林業生産基盤の整備、林業従事者の雇用の安定及び森林の有する公益的機能の高度発揮に資する事業であり、7年度に創設された。7年度は、156流域で実施された。

##### (ア) 単層林整備

##### a 人工造林

作業内容は一般造林事業と同じである。(以下のb、(イ)、(ウ)、についても同様。)7年度補助実績は18,015haとなっている。

##### b 保育

7年度補助実績は336,268haとなっている。

##### (イ) 複層林整備

7年度補助実績は14,359haとなっている。

##### (ウ) 育成天然林整備

7年度補助実績は20,228haとなっている。

##### (エ) 環境林整備

7年度は10地域で実施された。

##### エ 特定保安林整備緊急造林事業

この事業は、保安林整備臨時措置法第8条の規定により指定された特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保するため、特定保安林緊急整備計画に基づき当該特定保安林の早急な整備を行う事業である。7年度補助実績は人工造林11ha、改良162ha、保育1,564haとなっている。

##### オ 公的分取林整備推進事業

この事業は、公益的機能の維持増進を図るために適切な整備を求められている森林について、分取方式による適切な森林整備を推進する事業である。7年度補

助実績は42,906haとなっている。

カ 流域総合間伐実施事業

この事業は、高能率機械による集団的な間伐を実施するとともに、これに必要な作業道を整備する事業であり、7年度に創設された。7年度補助実績は55,125haとなっている。

キ 特殊林地改良事業

この事業は、林木の成長が不良な土地の土壌条件等を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として、土壌改良木を含む苗木の植栽、種子の播付け、施肥、特殊な地拵え、その他これらに準ずる作業を行う事業である。7年度補助実績は81haとなっている。

ク 保全松林緊急保護整備事業

この事業は、公益的機能が高い健全な松林の整備又は樹種転換を行う事業であり、7年度に創設された。7年度補助実績は1,372haとなっている。

表1 7年度造林事業予算  
(単位：ha, 地域, 百万円)

	事業量	国費
一般造林事業	49,299	63,821
単層林整備	41,581	4,658
複層林整備	2,360	323
育成天然林整備	5,358	464
不発弾事前探査	12	15
地域森林資源構造整備事業	430,545	47,882
流域森林総合整備事業	353,920	37,775
単層林整備	295,722	28,044
複層林整備	10,222	2,334
育成天然林整備	47,976	6,422
高密度作業路整備	5地域	500
環境林整備	10地域	107
修景林整備	70地域	368
特定保安林整備緊急造林事業	2,315	380
公的分取林整備推進事業	30,813	4,337
流域総合間伐実施事業	43,497	5,390
特定森林改良事業	17,762	3,201
特殊林地改良事業	372	409
保全松林緊急保護整備事業	17,390	2,792
特定森林環境整備事業		3,324
集落周辺森林整備事業	59地域	978
地域森林環境整備事業	59地域	981
広葉樹林整備特別対策事業	6,482	1,366
環境保全森林整備事業		3,955
豊かな森林づくり事業	28地域	2,945
創造の森整備事業	49地域	1,009
合 計		63,821
造林事業調査費		85
総 計		63,906

(注) 1 四捨五入のため計と一致しない。  
2 指導監督事務費は各事業を含む。

ケ 集落周辺森林整備事業

この事業は、中山間地域の集落周辺地域等において、地域の実情に応じた多様な森林資源の充実に図るとともに、生活環境保全機能、保健文化機能等の高度発揮に資する森林の整備を目的とする事業である。7年度は54地域で実施された。

コ 地域森林環境整備事業

この事業は、居住地周辺の人工林において、森林の公益的機能の高度発揮等が求められている地域の人工林を対象に、林内環境の改善、森林空間等の森林環境整備を目的とする事業である。7年度は、59地域で実施された。

サ 広葉樹林整備特別対策事業

この事業は、針葉樹人工林が多い地域又は広葉樹天然林の改良等が必要な地域において、広葉樹資源の充実と広葉樹林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、多様な森林資源を持つ広葉樹林の造成・整備を行う事業である。7年度補助実績は3,699haとなっている。

シ 豊かな森林づくり事業

この事業は、都市近郊、農山村地域等において、国民が快適に自然を享受できるような森林空間の創出、景観保全、原植生の回復、針広混交林への誘導等豊かな生態系を有する森林の整備を行う事業である。7年度は28地域で実施された。

ス 創造の森整備事業

この事業は、都市近郊において、地域の人々が森林・林業に親しみ、快適かつ安全に自然を享受できるような保健、文化、教育的機能を有する多様な森林の整備等を行う事業である。7年度は49地域で実施された。

(2) 森林災害復旧事業

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律及び政令に基づき激甚災害として指定され、農林水産省大臣が告示する市町村内の被害森林(人工林)に対して、二次災害の防止、森林のもつ公益的機能の早期かつ的確な復旧を図る観点から、被害木等の伐倒・搬出、被害木等の伐採跡地における造林、倒伏した造林木の引き起こし及び作業路の開設を行うもので、7年度の補助実績は1,200haとなっている。

(3) 林木育種事業

林木育種事業は、森林の遺伝的素質を改善し、もって林業の生産性の向上及び森林のもつ公益的機能の高度発揮を図るため、林木の成長量の増大、材質の改良、各種被害に対する抵抗性の向上その他の林木が有する諸特性の向上を図ることを目的として推進している。

林木育種事業推進の中核組織である林木育種センタ

一は、平成7年度、6億6,036万5千円の経費をもって、育種素材の育成管理、原種等の増殖配布、検定林等の調査管理、育種事業の展開に必要な交雑育種事業化プロジェクト、林木におけるDNA技術実用化プロジェクト、広葉樹優良形質木育種推進プロジェクト等の諸技術の開発、地域病虫害抵抗性育種事業、農林水産省ジーンバンク事業及び海外林木育種技術協力推進事業等を実施した。

平成7年度の委託費は、1,471万3千円であり、環境浄化機能強化育種に関する調査、雄花着花性に関する調査及び広葉樹の優良形質木の育種に関する調査を実施した。

平成7年度の都道府県に対する補助金額は、7,377万7千円であり、事業実施状況は次のとおりである。

#### ア 気象害抵抗性等次代検定事業

気象害抵抗性等苗木の遺伝的特性及び環境適応性を把握するため、243箇所の成長調査を実施した。

#### イ 地域特性品種育成事業

各地域の森林に埋もれた遺伝的特性を有する特用林産用樹木、山菜等の品種改良を行うとともに、その普及を図るため、106箇所の検定と検定地設定等を実施した。

#### ウ 東北地方等マツノザイセンチュウ抵抗性育種事業

東北地方等において、マツノザイセンチュウに対する抵抗性品種の育成を図るため、1,014本の候補木の選出等を実施した。

#### エ 採種園・採穂園改良事業

林木育種の効果をさらに高め、遺伝的素質のより優れた育種苗木を早期に実用造林に供し、もって林木の生産性の向上及び森林のもつ公益的機能の高度発揮を図るため、次代検定林調査データ等の解析結果に基づいて210haの採種園・採穂園の改良を実施した。

#### (4) 種苗生産事業

健全で優れた森林造成を計画的に推進するためには優良な種苗を計画的かつ安定的に確保することが重要である。

このため、次の事業を実施した。

#### ア 普通母樹林等整備推進事業

林業種苗法に基づき指定した採取源について都道府県が保護又は管理の指導及び種子の結実状況調査を行う事業である。7年度は補助金額511万円で実施した。

#### イ 種子採取事業

造林事業を計画的に推進するためには優良な種子を安定的に確保する必要がある。

このため、都道府県が指定採取源等から種子の採取

を行う事業である。7年度は補助金額5,911万5千円で実施した。

#### ウ カメムシ等防除対策事業

採取園において、カメムシ類の被害を防ぐため袋掛け防除を実施する事業である。7年度は補助金額794万3千円により実施した。

#### エ 種苗表示証明制度運営事業

林業種苗法に定められている林業用種苗の表示・証明制度を適正に実施するため、都道府県が表示監督検査、表示証明制度運営協議会の開催及び苗畑調査を行う事業である。7年度は補助金額254万4千円により実施した。

#### オ 苗木生産流通対策事業

##### (7) 都道府県需給調整事業

林業用種苗の安定的な生産と適正な流通を確保して、造林事業の円滑な推進を図るため、都道府県が需給実態調査及び需給調整協議会の開催等を行う事業である。7年度は補助金額133万2千円で実施した。

##### (4) 緑化木需要安定対策事業

環境緑化木の需要に対して的確な供給を確保するためには生産の安定と流通の円滑化を図る必要がある。

このため都道府県が需給の実態調査及び需給連絡協議会の開催等を行う事業である。7年度は補助金額229万円6千円で実施した。

##### (7) 苗木生産技術向上・経営合理化推進事業

多種多様な苗木の生産を安定的、効率的に行うことを目的とした多樹種種苗生産供給センターの整備及び広葉樹さし木苗木生産技術の普及・定着を目的としたモデル育苗標準の作成を行う事業である。7年度は補助金額2,084万4千円で実施した。

##### (4) 苗木生産流通安定総合対策事業

優良な林業用種苗の需給の安定を図るため、種苗生産団体が広域需給調整、計画生産、生産調整等の推進及び苗木生産後継者の育成等を総合的に行う事業である。7年度は補助金額940万1千円で実施した。

#### カ 特別母樹林保存損失補償

林業種苗法に基づき指定した特別母樹林は、伐採の制限を受けており、私有林については指定を受けた森林所有者に対し、通常受けるべき損失を補償している。7年度は1,165万円を補償した。

#### キ 森林資源高度化促進調査

広葉樹を含めた多種多様な苗木生産をより確実に推進するため、予約生産方式の実施に関する実態調査と予約生産マニュアルを作成する。7年度213万円で全国山林種苗協同組合連合会に委託した。

## 2 基 盤 整 備

### (1) 林 道 事 業

林道事業は林業基本法（昭和39年法律第161号）第10条の規定による「森林資源に関する基本計画」及び森林法（昭和26年法律第249号）第4条の規定による「全国森林計画」に基づき、民有林の生産基盤を整備する目的で実施している。

また、NTT無利子貸付金により、林道、治山、造林事業を有機的に関連付け、山村地域の住民の定住条件の整備を図る等、各種プロジェクトを実施している。

平成7年度民有林林道事業予算は表2のとおりである。

#### ア 民有林林道開設事業

##### (ア) 広域基幹林道

森林の多面的機能の発揮が期待される広域な森林地域を開発管理する骨格的林道である。

起点、終点は国・県道等に連結し、地域内の集落、林業団地、森林景勝地、市場等を結ぶことによって、林業労働力を有効に活用しつつ、分散している林業団体の広域化、組織化による生産性の向上及び健全な森林管理による水資源のかん養と森林レクリエーション機能の発揮のほか、併せて山村地域の振興等を目的とする林道である。

##### (イ) 普通林道

###### a 普通林道

広域基幹林道を補完して、直接林業経営に必要な林道で、森林施業の効率化等に効果を発揮するものである。

###### b 森林造成林道

森林の造成（間伐、複層林施業推進、特定保安林緊急整備、森林災害等復旧、特定森林施業推進）を目的とする林道である。

##### c 地域改善対策林道

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく対象地域の林業の振興を図り、もって経済力の培養、住民の生活安定及び福祉の向上等に資するため開設する林道である。

##### イ 民有林林道改良事業

この事業は車両の大型化・重量化等に伴い、開設当時の構造・規格では対応できなくなった既設林道について、輸送力の向上と通行の安全確保を図るため、その局部的構造の質的向上を図るほか、自然環境の保全等、最近の社会的要請に対応するよう整備するものである。

##### (ア) 事業内容

a 橋りょう改良, b 局部改良, c 雪害防止, d ずい道改良, e 幅員拡張, f 法面保全, g 山火事防止, h ふれあい施設整備, i 交通安全施設

##### ウ 林業地域総合整備事業

##### (ア) 林業地域総合整備事業

この事業は、林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化に資するため、林道等の林道生産基盤と一体的に豊かな森林資源を活用し、都市と山村の交流の促進等を図りつつ、立ち後れた山村地域の生活環境基盤の整備を総合的に行うものである。

##### a 事業実施区分

##### (a) 林業集落定住基盤整備事業

中山間地域において林業従事者等が定住できる健全

表2 平成7年度民有林林道事業予算（通常分+NTT分）

		区 分	延長 km	事業費 千円	国費 千円
一 般 林 道	}	1 開設事業	913	104,171,829	52,496,960
		広域基幹林道	434	59,656,337	30,240,000
		普通林道	479	44,515,492	22,256,960
		2 改良事業	—	6,962,667	2,912,000
		3 林業地域総合整備事業 (273地区)	312	39,753,712	21,110,000
一 般 林 道	}	林業地域総合整備事業 (244地区)	227	33,758,386	18,132,000
		高密度林道網整備事業 (29地区)	85	5,995,326	2,978,000
		4 調査事業		75,040	75,040
		5 後進地域補助率差額			4,716,000
		計 (273地区)	1,225	150,963,248	81,310,000
農 免 林 道	}	1 農免事業 (514km)	9	16,137,000	6,995,000
		峰越連絡林道	9	1,116,000	566,000
		舗装 (514km)	—	15,021,000	6,429,000
		2 後進地域補助率差額		0	111,000
		計 (514km)	9	16,137,000	7,106,000
		合 計	1,234	167,100,248	88,416,000

(注) 農免林道の延長欄の( )は舗装延長。

な山村の生活環境の整備を重点的に実施する事業であり、b(事業内容)に掲げる事業のうち、(b)、(c)及び必要に応じて(e)の事業を実施するものである。

(b) 林業地域環境整備事業

山村地域の過疎化・高齢化の深刻化等に対処するため、立ち後れた生活環境整備を特に重点的に実施する事業であり、b(事業内容)に掲げる事業のうち、(b)及び(c)の事業を必須事業として実施するものである。

(c) 林業集落生活基盤緊急整備事業

山村地域の生活環境の改善、水源地域の水質の保全を図るため、林業集落を対象とした用排水施設の整備を重点的に実施する事業であり、b(事業内容)に掲げる事業のうち(b)の①、(c)の①、②、③及び④の事業を実施するものである。

(d) フォレストアメニティ整備事業

森林レクリエーションや教育文化活動に適した優れた森林資源を有する地域において、フォレストアメニティ(森林公園)施設の整備を重点的に実施する事業であり、b(事業内容)に掲げる事業のうち、(b)及び(d)の事業を必須事業として実施するものである。

(e) 森林コミュニティ整備事業

森林の多目的利用が可能な地域を対象に、都市と山村の交流促進による山村の活性化を目的とした滞在施設等の基盤整備を重点的に実施する事業であり、b(事業内容)に掲げる事業のうち、(b)及び(e)の事業を必須事業として実施するものである。

(f) 流域林業推進モデル事業

流域を単位として、林業生産基盤、大規模な流通・加工施設の集中的整備を行うとともに、周辺の立ち後れた生活環境の整備を実施する事業であり、b(事業内容)に掲げる事業のうち、(b)、(c)及び必要に応じて、(a)、(e)の①の事業を実施するものである。

b 事業内容

(a) 林業地域総合整備事業全体計画調査

本事業の円滑な推進に資するための全体計画調査

(b) 生産環境基盤整備事業

① 林道整備事業

林業の生産性を高め、林業経営の近代化、合理化を図るために必要な林道を整備する事業

② 林業施設用地整備事業

合理的な林業経営の実施に必要な林業用施設の用地を整備する事業

③ 作業ポイント整備事業

国道、都道府県道、市町村道及び林道について高性能林業機械等による効率的な林業生産活動に資するための林業生産基盤を整備する事業

(c) 生活環境基盤整備事業

① 集落林道整備事業

林道を補完し、林業生産活動に供するとともに併せて山村の生活環境の改善に資する集落林道を整備する事業

② 用水施設整備事業

林業経営及び集落の用水に必要な施設を整備する事業

③ 林業集落排水事業

林業経営及び集落のし尿及び雑排水を集合して処理するために必要な施設を整備する事業

④ 排水施設整備事業

林業経営及び集落の排水に必要な施設の整備を実施する事業

⑤ 用地整備事業

平地の乏しい山村の特性にかんがみ、地域林業の発展、山村の生活環境の改善及び活性化に必要な公共的な施設の用地を整備する事業

⑥ 融雪施設整備事業

積雪地域における林道及び集落林道の冬期の通行の確保を図るために必要な施設を整備する事業

⑦ 林道集落内健康増進広場整備事業

林業集落において林業者等の労働環境整備を目的とした健康増進のための広場を整備する事業

⑧ 林業集落内防災安全施設整備事業

林業集落の防災安全のための施設を整備する事業

(d)交流促進施設整備事業

① アクセス林道整備事業

林道を補完し、森林やフォレストアメニティ(森林公園)施設へのアクセスのための林道を整備する事業

② フォレストアメニティ(森林公園)施設整備事業

フォレストアメニティ(森林公園)内に必要な各施設を整備する事業

③ 森林利用施設等用排水施設整備事業

森林利用施設及び併せて利用可能な周辺集落を対象とした用水又は排水に必要な施設を整備する事業

④ 林道沿線修景施設整備事業

フォレストアメニティ(森林公園)内及びその周辺の林道沿線並びに林道の路側・法面に修景施設を整備する事業

(e) 滞在施設整備事業

① 滞在施設基盤整備事業

公営の宿泊施設や山村留学施設等の滞在施設に係る用地及び用排水施設等を整備する事業

② 森林コミュニティ環境整備事業

滞在施設周辺の生活環境の整備を図るため、花木の植栽、広場、遊歩道、駐車場等を整備する事業

(f) 森林整備事業（造林保全課）

保健文化機能等を高度に発揮する森林の造成・整備を目的として、修景林整備を行う事業

(g) 特認事業

林野庁長官が特に認めた事業

(イ) 高密度林道網整備事業

この事業は、国産材時代の実現に向けた低コスト林業の確立に資するため、高性能林業機械作業システムに適した林道網の整備を早急に促進するとともに、トラクタ、集材機等在来型の林業機械を用いた効率的な森林施業の実施に必要な林道網の整備を促進することを目的とした事業である。

a 事業の内容

[事業の実施の区分]

① 高密度林道網整備事業

高性能林業機械等の効率的な稼働に適した高密度な林道網を総合的に整備する。

② 林内路網機能強化事業

既設作業道等の林道への改修及び連絡線形にするための開設を一体的に進め、林道のネットワーク化を促進する。

[事業の種類]

① 高密度林道網整備全体計画調査

採用する高性能林業機械等の効率的な稼働等に適した地域全体の路網計画の策定

② 広域基幹林道整備事業

③ 普通林道整備事業

④ 施業林道整備事業

地形、地質に馴染んだ線形の採用等従来の林道よりも比較的安価に開設できる林道の整備

⑤ 作業ポイント整備事業

高性能林業機械等による伐木造材、集運材等広範な作業に利用できる用地及び取り付け道等の整備

エ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

農免林道整備事業（略称）は、林業用機械が消費する揮発油の税額に相当する財源をもって、昭和41年度から峰越連絡林道の開設を、また、昭和46年度から林道の舗装事業を実施している。

(ア) 峰越連絡林道事業

この事業は、民有林、国有林の既設林道と他の既設林道又は公道等との相互間を峰越し等により連絡し、市場距離の短縮、林業経営の合理化、さらには農山村地域の振興を図るための林道を開設するものである。

(イ) 林道舗装事業

この事業は、林道の機能向上を図り、農山村地域の環境の改善に資するため既設林道を舗装するものである。

オ 調査事業

近く開設を予定している広域基幹林道等のうち、事業規模の大きい路線及び路線位置・線形・開設効果・工法等に特に留意する必要がある路線について事業実施に先立って調査し、経済的・合理的な路線計画を決定し、事業計画に万全を期するため、路線調査等を行っている。

また、民有林林道に関連する諸問題を解明するため、各種調査事業を実施している。

カ 林道施設災害復旧事業

災害による既設林道の機能の停止は、林産物の搬出及び民生安定に大きな影響を及ぼすため、被災した林道は、できるだけ早急に復旧することとしている。平成7年度末現在の復旧進捗は、5年災は100%完了、6年災は98%、7年災は91%であって、これに要した国費は表3のとおりである。

表3 6年度林道施設年災別災害復旧事業内訳

(単位：千円)

区分	全体国費 (改国費)	7年度国費	7年度まで 国費累計
5年災	26,396,132	366,476	26,415,438
6年災	8,666,126	1,625,687	8,505,158
7年災	19,687,622	18,002,431	18,002,431

なお、7年の被害額は294億7,713万円で、その内訳は表4のとおりである。

表4 7年災内訳

主 な 災 害 名	箇所数	被害額 (単位：千円)
融雪災	228	1,177,726
梅雨災	4,979	19,843,360
台風災	485	1,287,665
その他災害	2,117	7,168,378
合 計	7,809	29,477,129

(2) 流域総合間伐対策

「間伐促進強化対策」が平成6年度で終了したことに伴い、新たに平成7年度から5か年計画の「流域総合間伐対策」を創設し、公共と非公共事業の組合せにより川上と川下の連携を図るなど、面的視点からの新たな取組みを集中的、総合的に実施した。

平成7年度の各事業別の予算は、表5のとおりである。

ア 流域総合間伐実施事業

高能率機械による集団的な間伐を実施するととも

に、これに必要な作業道を整備した。

イ 林道整備事業

間伐等を実施するために必要な林道を整備した。

ウ 流域総合間伐対策推進事業

森林組合等の事業運営資金借入の円滑化のための事業、間伐の新たな作業システムの開発を実施した。

エ 流域総合間伐対策事業

集団的な間伐を実施するために必要な高能率機械の導入や基幹的な作業道の整備を行うとともに、間伐材の流通・加工施設の整備及び間伐材の利用方法等の普及啓発を図るためのモデル施設の整備等を実施した。

表5 7年度予算内訳 (千円)

流域総合間伐対策	12,455,385
流域総合間伐実施事業	5,390,000
林道整備事業	3,000,000
流域総合間伐対策推進事業費	124,316
森林整備促進強化対策事業費	117,510
間伐新作業システム開発事業費	6,806
流域総合間伐対策事業費	3,941,069
流域総合間伐対策事業費	3,475,319
間伐生産基盤整備事業費	2,078,447
間伐材加工施設等整備事業費	1,052,418
間伐材等新用途開発促進事業費	344,454
間伐材等新用途開発促進事業費	465,750
(補正後の金額)	

(3) 森林開発公団事業

ア 水源林造成事業

森林開発公団が分収林特別措置法(昭和33年法律第57条)第2条第1項に基づく分収造林契約の当事者となって、奥地水源地域の森林の水源かん養機能を高度に発揮するため、保安林及び同予定地のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等について、急速かつ計画的に森林を造成する事業で、原則として、事業費の3分の2を出資金、残りの3分の1を財投借入金で実施している。

7年度においては、新植5,785ha、下刈4万9千ha、除伐2万ha、その他保育事業等を実施し、昭和36年度開始以来平成7年度末までの新植面積累計は39万3千haである。

なお、分収造林契約の分収割合はおおむね公団50、土地所有者40、造林者10となっている。

イ 大規模林業圏開発林道整備事業

(ア) 幹線

森林の多くが旧薪炭林で占められており、かつ、林野率が極めて高い山村地域において、林業を中心とする総合的な地域開発を推進するため、全国に7地域の大規模林業圏を指定し、林道網の枢要となるべき林道

の開設、改良等を行う事業であり、基本的には事業費の3分の2を国庫補助金、残り3分の1を財投借入金で実施している。財投借入金の返済財源は関連道県の負担金及び受益者賦課金としている。

平成7年度においては、29路線、延長56kmを実施し、昭和48年度開始以来平成7年度末までに、全体計画29路線、延長2,108kmのうち延長872kmの開設、改良を実施した。

(イ) 支線

大規模林業圏の総合的な開発に資するため、既存の本線と国・県道・市町村道を連絡し、幹線林道ネットワークを形成する林道の開設、改良を行う事業であり、平成3年度から実施している。財源については、本線と同様である。

平成7年度においては、3路線、延長3kmの開設、改良を実施した。

ウ 特定森林総合利用基盤整備事業(NTT-Aタイプ)

地勢等の地理的条件が極めて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない奥地山村地域において、林業の振興と同地域の活性化を促進するため、日本電信電話株式会社の株式の売払収入に基づく国の無利子貸付制度を活用して、森林空間を利用したスポーツ・レクリエーション施設等の収益回収事業に密接に関連する林道の開設、拡張事業、造林事業及び保安施設事業を行う第3セクターに対し、必要な資金を無利子で貸し付ける事業で昭和63年度から開始している。

表6 平成7年度森林開発公団事業予算(百万円)

水源林造成事業	57,891
国 費	39,406
政府補給金	1,596
政府出資金	37,810
財投借入金	17,100
大規模林業圏開発林道整備事業	30,546
国庫補助金	24,363
財投借入金	6,600
特定森林総合利用基盤整備プロジェクト(NTT-A)	150

## 第2節 森林資源の充実と 森林の保全

### 1 森林計画

森林は林産物の供給のほか、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全及び形成等多くの機能を有し、経済社会の発展につれてますますその重要性を増している。かつて森林は、ややもすると無秩序に伐採・開発され、その結果、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となってきた。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物自給の面で大きな混乱をきたすおそれもある。しかも、森林の造成は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易でなく、国民経済に大きな影響を及ぼすこととなる。このようなことから、森林の取扱いは計画的かつ合理的に行うことが肝要である。このため、国は国民経済的観念にたち、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資するため森林法によって森林計画制度を設けている。

森林計画制度は昭和26年の森林法によって設けられ、以降、数次の改正を経て今日に至っている。

現行の森林計画制度体系は、農林水産大臣が林業基本法第10条の規定に基づいてたてる「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」に即し、かつ保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林について5年ごとに15年を1期としてたてる「全国森林計画」（森林法第4条）、都道府県知事が全国森林計画に即し、森林計画区に係る民有林について5年ごとに10年を1期としてたてる「地域森林計画」（森林法第5条）、営林（支）局長が全国森林計画に即し、森林計画区に係る国有林について5年ごとに10年を1期としてたてる「地域別の森林計画」（森林法第7条の2）、都道府県知事によって指定された市町村長が当該市町村内の民有林の間伐、保育等に関し5年ごとに10年を1期としてたてる「市町村森林整備計画」（森林法第10条の8）及び森林所有者等が自発的意思に基づき自己の有する森林について5年を1期とする森林の施業に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を求める「森林施業計画」（森林法第11条、第18条）等からなっている。

#### (1) 全国森林計画

##### ア 全国森林計画の内容

全国森林計画は、森林法の一部改正（平成3年法律

第38号）に伴い、計画事項に「特定施業森林の整備に関する事項」及び「森林施業の合理化に関する事項」が追加され、閣議決定を経てたてられた。

現行の全国森林計画は、平成3年8月9日から平成19年3月31日までをその計画期間とし森林の有する多様な機能の発揮に対しての国民の著しい高まりに応えるため、「緑と水」の源泉である多様な森林整備を促進し、「国産材時代」の到来を現実のものとする基本的考え方の下に、森林の流域管理を一層徹底するという観点から、新たに全国44広域流域ごとに、計画期間において到達すべき森林資源の状態及び伐採、造林、林道等の計画量を定めたものである。

#### 計画策定の重要事項

##### ① 森林資源内容の多様化・高度化

育成途上にある人工林の間伐・保育の推進、伐期の多様化・長期化、複層林施業、育成天然林施業の積極的な推進

##### ② 良好な自然環境の保全・形成と森林・林地の保全

原生的な森林や貴重な種の保存等自然環境の保全、保健・文化・教育的活動の場としての森林空間の整備、良好な生活環境を確保する森林・林地の適正な保全・利用

##### ③ 森林・林業の活性化を図るための条件整備の推進

林道等の路網の整備、森林施業の共同化の促進、林業従事者の養成・確保、林業の機械化の促進、合理的な流通・加工体制の構築等

#### イ 全国森林計画の概要

##### (ア) 森林の整備の目標その他森林の整備に関する事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の有する機能ごとの森林の整備の推進方法を明らかにするとともに、広域流域ごとに、計画期間内において到達すべき森林資源の状態及び林道整備率（表7）を定めた。

##### (イ) 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

人工林施業、天然林施業別に、施業実施に当たっての技術指針及び森林の保護・管理の方針を明らかにするとともに、計画期間における伐採立木材積、造林面積（表8、9）を定めた。

##### (ウ) 特定施業森林の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るため、複層林施業及び長伐期施業といった特定森林施業を推進する森林の区域の設定方針及びその施業の基準を明



表7 森林整備の目標

区 分	(単位：面積万ha, 蓄積m <sup>3</sup> /ha)	
	現 況	計画期末
人工林面積		
単層林	1,024	1,062
齡級構成 (%)		
I～III	20	11
IV～標伐齡級未満	68	42
標伐齡級以上	12	47
複層林	9	36
天然林面積		
育成天然林	59	161
天然生林	1,293	1,126
森林蓄積	124	163
林道整備率%	42	67

(注) 1 現況については平成2年3月31日現在の数値である。

2 林道整備率とは、「森林資源に関する基本計画」の整備目標に対する開設延長の割合である。

3 標伐齡級とは、樹種ごとの標準伐期齡の樹種別占有面積により加重平均したものの齡級である。

表8 伐採立木材積計画量

区 分	(単位：百万m <sup>3</sup> )		
	総 数	主 伐	間 伐
伐採材積	728	516	212

表9 造林面積

区 分	(単位：千ha)	
	人工造林	天然更新
面 積	1,463	2,386

らかにするとともに、伐採の方法を特定する森林等の指定基準等を定めた。

(マ) 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

森林の施業の効率的な実施に必要な林道の整備を計画的に推進することとし、計画期間内における林道開設量(表10)を定めた。また、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、搬出の方法を特定する森林の指定基準等を定めた。

表10 林道開設量

区 分	(単位：千km)		
	総 数	基幹林道	その他
開 設 量	69	22	47

(オ) 森林の合理化に関する事項

合理的な森林施業の実施のための条件整備を図るため、森林施業の共同化の推進、林業に従事する者の養成及び確保、林業の機械化の促進及び流通・加工体制の整備等についての取り組みの方法を明らかにした。

(ウ) 森林の土地の保全に関する事項

森林の有する災害の防止、水源のかん養、環境の保全の維持増進が図られるよう、林地の保全に特に留意すべき森林の指定の基準及び土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定めた。

(キ) 保安施設に関する事項

公益的機能の発揮を確保するため、保安林の整備及び保安施設事業を実施することとし、保安林の指定計画面積及び保安施設事業の計画量(表11, 12)を定めた。また、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林についての整備の方針を明らかにした。

表11 保安林の指定面積

総 数	(単位：千ha)		
	水源かん養のための保安林	災害防止のための保安林	保健・風致の保存等のための保安林
409	228	134	48

表12 保安施設事業

区 分	(単位：千ha)			
	山地治山	防災林造成	水源地域整備	保安林整備
計画量	1,974	59	521	3,753

(ク) 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、保健機能森林の設定、整備の方針等を定めた。

(2) 地域森林計画

地域森林計画は、都道府県知事によって森林計画区(農林水産大臣が、主として流域別に都道府県の区域を分けて定める。全国で158森林計画区)別に、全国を5年間で一巡するようにたてられている。

地域森林計画の計画事項は次の通りである。

(ア) その対象とする森林区域

(イ) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積並びにその整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項

(ウ) 伐採立木材積、立木の標準伐期齡、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

(ニ) 造林面積、造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項

(オ) 間伐立木材積、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育に関する事項

(カ) 特定施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項

(キ) 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を

特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

(ウ) 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(カ) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

(ク) 保安林の整備、森林法第41条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

(キ) その他必要な事項

平成7年度は、全国32森林計画区の民有林について地域森林計画がたてられた。

イ 国有林の森林計画制度

国有林の地域別の森林計画は、森林の流通管理システムを民有林・国有林の調査の下に一体的に推進するために森林法の改正により法定化されたものであり、営林(支)局長が民有林と同じ森林計画区について5年ごとに樹立する10年計画である。

計画については、共通の森林計画区ごとに民有林と国有林との間で連携のとれた森林整備の目標等を明らかにするというこの計画の趣旨から、民有林の地域森林計画の計画事項と同一となっている。ただし、管理経営主体が単一である国有林の性格上、「森林施業の共同化」は計画事項とはされていない。

国有林の地域別の森林計画は、各種事業の実行計画として機能させるための要件が完備されていないことから、国有林野については、国有林の地域別の森林計画と林野庁長官がたてる事業運営の基本方針に従い、経営的側面に付与して、具体的な事業の箇所付け等を含むより属地的な計画となる「施業管理計画」を樹立している。

施業管理計画は5年ごとに5か年の計画を営林署の管轄区域について樹立するものである。

この計画においては、国有林野の施業及び管理の基本的事項、国有林野の区画の名称及び区域、機能類型と類型ごとの施業管理の基準、伐採、造林、林道、治山、地域振興などが計画事項として定められている。国有林野事業については、多様化する国民の要請に的確に応えるため、総合的にみて森林の諸機能が最高度に発揮されるよう管理経営をすることとしており、具体的には施業管理計画において、重点的に発揮させるべき機能によって、国有林野を次の4タイプに類型化しそれぞれの機能の維持向上を図るのにふさわしい管理経営を行っている。

(ア) 国土保全林(国土の保全を第一とすべき森林)

(イ) 自然維持林(自然環境の保全を第一とすべき森林)

(ウ) 森林空間利用林(森林レクリエーション等の保健・文化的利用を第一とすべき森林)

(エ) 木材生産林(木材生産等の産業活動を行うべき森林)

なお、水源かん養の機能については、すべての森林において発揮させるものとしている。

(3) 市町村森林整備計画

林業をめぐる厳しい状況に対処して、市町村が主導的な立場に立って、地域の実情に即した間伐、保育等の森林整備を進めるため、昭和58年の森林法の改正により「森林整備計画制度」が創設された。さらに、平成3年の森林法の改正により計画事項を拡充するとともに、要間伐森林の間伐等の促進を図るため、従来の勧告制度に加え、都道府県知事による分収育林契約の締結についての裁定制度及び施業実施協定制도가創設され、現行の「市町村森林整備計画制度」に至っている。

市町村森林整備計画は、都道府県知事が一定の要件を満たす市町村を森林整備市町村に指定して、この森林整備市町村が、間伐、保育等の森林整備及び森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の要請及び確保、機械の導入促進等森林整備の条件整備に関する事項について、その区域にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、5年ごとに10年を1期として樹立する計画である。

平成8年3月末現在、2,015市町村で計画が策定されており、森林整備市町村の民有林の総面積は、全国の民有林面積の9割を占めている。

2 民有林治山事業の推進及び保安林制度

(1) 民有林治山事業の推進

ア 第八次治山事業五箇年計画

安全でうるおいのある国土基盤の形成、水源地域の森林整備の推進、緑豊かな生活環境の保全・創出を基本方針とする、第八次治山事業五箇年計画(総額2兆7,600億円、うち治山事業1兆9,000億円、計画期間平成4~8年度)に基づき、7年度は、その4年度として、当初3,381億円、補正1,153億円をもって事業を実施した。進捗率は86.9%である。(国有林治山事業を含む。)(表13)

表13 第八次治山事業五箇年計画の実績  
(単位:億円)

区分	第八次五箇年 計画額	7年度末実績	進捗率
治山事業	19,000	16,516	86.9%

(注) 国有林治山事業を含む。

イ 事業実施の概要

7年度の民有林治山事業は、当初で事業費3,039億4,372万円(前年当初比101.4%)、国費1,611億1,500万円(前年当初比103.0%) (表14) 補正で事業費880億1,842万円、国費445億860万円をもって実施された。

ウ 事業実施状況

(ア) 直轄事業

直轄治山事業は、継続21地区、直轄地すべり防止事業は、継続11地区において実施した。

調査事業は、山地保全調査、地すべり対策調査、防災林保全調査及び治山事業積算基準分析調査を実施した。

(イ) 補助事業

a 山地治山

荒廃地及び荒廃危険地等の実態を踏まえ、山地災害の未然防止を図るため、復旧治山、予防治山、林地荒廃防止事業を積極的に実施し、省力森林土木工法等開発パイロットを計画的に推進した。

b 防災林造成

風倒木、山火事等が発生し機能が失われた森林からの土砂の崩壊・流出を防止する土砂流出防止林造成を創設するとともに、海岸防災林造成、防風林造成及び

なだれ防止林造成を計画的に実施した。

c 保安林整備

保安林の機能を維持強化するため、保安林改良、特定保安林整備緊急治山を積極的に推進するとともに、保育及び保安林買入を計画的に実施した。

d 保安林管理道整備

治山事業の計画的かつ効率的な実施及び保安林の適正な維持管理に資するため、保安林管理道の整備を計画的に実施した。

e 治山施設修繕

破損等により機能が著しく低下している治山施設の修繕を実施した。

f 防災対策総合治山

次の事業について着実に推進した。

(a) 地域防災対策総合治山事業は、荒廃山地等が存する一定地域において、山地災害の未然防止を図り、生活環境基盤の整備に資するため、継続167地区、新規25地区について実施した。

(b) 地域生活基盤整備総合治山事業は、荒廃山地等が存する一定地域において、山地災害の未然防止を図り、良好な居住の創出に寄与し、安全でうるおいのある地域の生活基盤の整備に資するため、継続51地区、

表14 平成7年度民有林治山事業予算

事 項	(単位：千円)	
	事 業 費	国 費
直 轄 治 山 事 業 費	10,208,324	7,582,793
直 轄 地 す べ り 防 止 事 業 費	6,421,963	4,799,874
治 山 事 業 調 査 費	106,090	106,090
治 山 事 業 費 補 助	256,239,007	121,777,243
山 地 治 山	104,409,402	51,835,243
復 旧 治 山	70,797,647	35,174,243
予 防 治 山	31,267,672	15,492,000
省力森林土木工法等開発パイロット	345,973	169,000
林 地 荒 廃 防 止	1,998,110	1,000,000
防 災 林 造 成	13,471,984	6,725,000
保 安 林 整 備	41,299,622	15,308,000
保 安 林 改 良	8,391,418	4,100,000
特 定 保 安 林 整 備 緊 急 治 山	1,224,208	598,000
保 安 林 買 入	30,907,573	10,350,000
保 安 林 管 理 道 整 備	776,423	260,000
保 安 林 管 理 道 整 備	4,980,767	2,433,000
治 山 施 設 修 繕	433,006	145,000
防 災 対 策 総 合 治 山	29,794,312	14,861,000
水 源 地 域 整 備	40,866,419	20,220,000
環 境 保 全 保 安 林 整 備	20,983,495	10,250,000
治 山 激 甚 災 害 対 策 特 別 緊 急	2,905,185	1,553,000
国 有 林 野 内 治 山 事 業 費	2,832,154	1,430,000
地 す べ り 防 止 事 業 費 補 助	25,231,000	12,566,000
後 進 地 域 特 例 法 適 用 団 体 補 助 率 差 額	0	11,300,000
通 常 分 計	303,943,723	161,115,000
民 有 林 治 山 事 業 合 計	303,943,723	161,115,000

新規5地区について実施した。

(c) 環境保全総合治山は、自然環境の優れた地域等において、当該地域内の森林がより高度の国土保全機能、自然環境保全機能等を高度に発揮するため、自然景観、貴重な動植物等にも配慮して事業を実施するもので、継続15地区、新規5地区について実施した。

(d) 火山地域防災機能強化総合治山事業は、火山地域において、荒地地等の復旧整備及び泥流、土石流等による山地災害の未然防止を図るため、継続3地区において実施した。

#### g 水源地域整備

次の事業について積極的に推進した。

(a) 水源地域森林総合整備事業は、重要な水源地域において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、継続37地区、新規4地区について実施した。

(b) 水源地域緊急整備事業は、ダム等の上流の水源地域において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、継続165地区、新規38地区について実施した。

(c) 集落水源山地整備事業は、集落等の水源山地の森林を対象として、森林の有する水源かん養機能等を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、継続52地区、新規30地区について実施した。

(d) 水質保全環境整備事業は、地域住民の良質な生活用水等の確保・保全を図るとともに、漁業資源の維持・培養にも資するため、継続51地区、新規21地区について実施した。

#### h 環境保全保安林整備

次の事業について積極的に実施した。

(a) 広域総合生活環境保全林整備事業は、林地開発等の著しい地域に存する保安林の機能を高度に発揮させ、安全でうるおいのある生活環境を保全・創出するため、継続18地区について実施した。

(b) 生活環境保全林整備事業は、地域住民の生活周辺において、防災機能と保健機能を高度に発揮する保安林を整備するため、継続146地区、新規63地区について実施した。

(c) 自然環境保全林整備事業は、保健保安林及び風致保安林を対象に、森林の環境保全機能等を高度に発揮し、自然環境を保全・形成するため、継続10地区、新規7地区について実施した。

#### i 治山激甚災害対策特別緊急

5年災に係る鹿児島・吉田地区（鹿児島県）、大分北西部・菊池地区（大分県、熊本県）、熊本南部地区（熊本県）4地区について、一定計画に基づき再度災害の

防止を図るため、緊急かつ計画的に復旧整備を実施した。

#### j 国有林野内補助治山

国有林野内の治山事業のうち、集落・公共施設等を直接保全する地域性の高いものについて実施した。

#### k 地すべり防止

人家及び公共施設等に係る地すべり発生危険地について、緊要な箇所の地すべり防止工事を実施した。

### (2) 保安林制度

保安林制度は、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の公共目的を達成するために、特にこれらの機能を発揮させる必要がある森林を保安林として指定し、その森林の適正な保全と森林施業を確保することによって、森林の有する公益的機能を高度に発揮させるための制度である。

保安林の整備については、保安林整備臨時措置法（昭和29年法律第84号）に基づき農林水産大臣が策定した保安林整備計画によって着実に推進され、7年度末現在における保安林面積は、実面積で8,572千haと我が国の森林面積の約3割、国土面積の約2割を占めるに至っている（表15）。

しかしながら、最近における国土の開発、都市化の進展に伴い、山地災害の発生の危険性が高まっているほか、より小規模な山地災害の防備の必要性も増大してきており、さらに、良質な飲用水の確保、身近な緑の保全等に対する国民的要請が高まっているとともに、機能の低下している保安林が依然として存在している現状にある。

このような保安林に係る諸情勢の変化等を踏まえ、保安林の整備を緊急かつ計画的に進める必要があるため、平成6年4月、保安林整備臨時措置法の有効期限を15年度末まで延長し、これに基づいて全国の218流域ごとに定める第5期保安林整備計画を6年度から4年で策定、同計画に基づき計画的に整備を図ることとした。

このような情勢の中で7年度にとられた保安林の主な施策は下記のとおりである。

#### ア 第5期保安林整備計画の策定

7年度は、信濃川流域等60流域について流域概況調査等を行い、計画を策定した。

#### イ 保安林の指定、解除

第5期保安林整備計画においては、保安林の質的整備ときめ細かな配備を行うこととしており、7年度は、民有保安林約5万7千haにおいて指定調査を実施したほか、新たな崩壊地等で、治山事業を施行する箇所等の指定調査及び有効期限満了になった保安施設地区

についての保安林転換調査、利害関係者等から保安林の解除申請があった箇所についての解除調査等を実施した。

ウ 特定保安林の指定

特定保安林は、保安林整備計画に基づき、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうち、その区域内に造林、保育等の施業を早急に実施する必要があると認められる森林が存在するものについて指定するものであり、7年度は、当年度の保安林整備計画策定流域等において、137箇所を指定した。

エ 環境保全型保安林の施設整備

保健保安林、風致保安林及び魚つき保安林の環境保全型保安林において、環境保全機能を高度に発揮させるための歩道、案内板等の施設の整備を7年度は、全国24箇所で行った。

オ 保安林の管理

民有保安林の管理については、前年度に引き続き、保安林における立木伐採許可申請等の処理、無許可伐

採等の違反行為に対する監督処分、保安林標識の設置、保安林台帳の調整を行った。

また、保安林管理の適正を期するため、地番の一部が保安林に指定されているなど、地目が未更生の保安林について、保安林の適正管理に支障を来さないよう地目の更生を実施するとともに、保安林の境界が不明確で、管理上重要な保安林について、境界の点検調査を行い、境界の明確化を図った。

カ 損失補償

保安林等の指定に伴い発生する通常受けるべき損失を森林所有者等に補償するため、7年度は、約6億6千万円の損失補償金を交付した。

キ 民有保安林の買入れ

国土保全上重要な水源かん養保安林等で、国が取得し、整備、管理を行う必要があると認められるものについては、保安林整備計画に基づき買入れを行うこととしており、7年度は約5haの買入れを行った。

表15 保安林の種類別面積（平成8年3月31日現在）

保安林種	所有別			総 数	対全保安林比率%
	国 有 林	民 有 林			
水源かん養保安林	3,198	3,005		6,203	( 72.4)
土砂流出防備保安林	767	1,259		2,026	( 23.0)
土砂崩壊防備保安林	13	34		47	( 0.5)
1～3号保安林計	3,978	4,299		8,276	( 95.9)
飛砂防備保安林	4	12		16	
防風保安林	23	32		55	
水害防備保安林	0	1		1	
潮害防備保安林	5	8		13	
干害防備保安林	16	26		43	
防雪保安林	—	0		0	
防霧保安林	9	47		56	
なだれ防止保安林	5	14		19	
落石防止保安林	0	1		2	
防火保安林	0	0		0	
魚つき保安林	7	22		29	
航行目標保安林	1	0		1	
保健保安林	285	302		587	
風致保安林	12	15		27	
4号以下保安林計	367	481		849	( 4.1)
総 数	4,345	4,780		9,125	(106.4)
( 実 面 積 )	(4,081)	(4,491)		(8,572)	(100.0)
国土面積に対する比率	( 10.8)	( 11.9)		( 22.7)	
全国森林面積に対する比率	( 16.2)	( 17.9)		( 34.1)	
所有別森林面積に対する比率	( 52.0)	( 26.0)		( 34.1)	

(注) 1 同一箇所でも2種類以上の保安林種に指定されているものについては、それぞれの保安林種欄に計上してある。

2 合計欄の ( ) は、(注) 1 の重複面積を差し引いた実面積である。

3 表中の比率は、実面積比である。

4 国有林には、官行造林地及び林野庁所管以外の国有林を含む。

### 3 国土緑化の推進

我が国の経済成長や都市化の進展に伴い、緑資源の基盤が脆弱化するとともに、緑資源を管理する農山村の人々と都市住民との間の緑意識の隔たりが懸念されるようになったが、近年、地球的規模での環境を守る気運が増す中、緑資源急減の問題ともあいまって、水資源のかん養、国土保全、ひいては、うるおいのある生活環境としての緑資源に対する国民の関心が高まりつつある。

こうした背景のもとで林野庁においては、国土緑化推進機構が行う国土緑化運動、日本緑化センターの行う緑化に関する技術開発、情報の収集・分析・提供等の事業及び都道府県が行う緑化パイロット事業等に対して補助を行っている。

#### (1) 国土緑化推進機構とその事業

国土緑化推進機構は森林資源の造成、国土保全及び水源かん養並びに生活環境の緑化を図ることを目的として、25年に発足以来国民運動として国土緑化運動を推進している。国は、40年度からこの運動に対して補助しているが、7年度においては、次の事業に対して総額3,396万円を助成した。

##### ア 緑化の推進

国土緑化の中心的行事である全国植樹祭の開催、毎年春季の緑化強調期間中に展開される各種の緑化思想の普及啓発のための行事及び学校林活用モデル計画書の策定、青少年の環境緑化啓発活動の審査・表彰に対して助成した。

##### イ 育樹運動の推進

全国育樹祭は我が国における人工林の大部分が戦後に植栽されたものであり、森林に欠くことのできない育林の重要性を意識し、52年度から皇太子・同妃両殿下をお迎えして、活力ある森林造成の啓発を図るため開催されてきており、この開催に必要な経費等に対して助成した。

##### ウ 流域森林整備の推進

機能低位森林を対象とした分収林による整備手法の調査検討及び技術情報・分収育林への参加を促進するため、森林インストラクター等の情報整備システムの開発に対して助成した。

#### (2) 日本緑化センターとその事業

日本緑化センターは緑化に関する総合的な調査研究、技術開発、情報の収集・提供、緑化技術の普及・指導等の業務を行うことにより、緑化事業の円滑な推進を図るための機関として、48年度に財団法人として設けられたもので、7年度においては総額6,233万円を

助成した。

##### ア 森林利用高度化対策

保健・休養、教育、文化等森林の高度利用に資するため、森林の整備・改良を地域の自然的、社会的条件に応じたモデル計画に基づき、パイロットフォレストの造成に対して助成した。

##### イ 修景植栽の開発

樹木の植栽により修景効果が向上するとともに、優れた自然環境の形成が見込まれる地域でのサクラの植栽に対して助成した。

##### ウ 緑の文化財保全対策事業

樹木医制度による専門家(樹木医)の養成・確保、巨樹・古木林等の保全技術の確立と普及、緊急に対策を講じる必要のある樹木の診断・緊急治療の実施、保全管理体制の整備に対し助成した。

##### エ 水源林情報提供事業

水源林の整備に係る意識調査、情報提供の体系化、水源林の役割の普及啓発に対して助成した。

#### (3) 都道府県における緑化

##### ア 都道府県緑化パイロット事業

緑化に関する新技術の普及を図り、地方における緑化の推進に資することを目的に、都道府県が当該地域の環境条件に適應したモデル緑地を造成するもので、7年度においては、栃木県他1県に対して769万円を助成した。

##### イ 流域森林整備推進総合対策

機能低位森林を分収林によって整備するための推進活動、不在村森林所有者等の森林整備に対する上下流の協力関係の促進、森林インストラクター等の人材情報の収集・提供に対して助成した。

## 4 森林保全

#### (1) 森林病虫害等防除事業

森林病虫害等防除事業は、「森林病虫害等防除法」(昭和25年法律第53号)(以下「防除法」という)及び「松くい虫被害対策特別措置法」(昭和52年法律第18号)に基づき、各種の防除措置を実施している。

特に、松くい虫については、40年台後半から著しく増加した被害に対し、52年に「松くい虫防除特別措置法」を5か年間の時限法として制定し、被害の終息に努めたが、異常気象の影響等もあり、53年以降被害が激増したことから、57年に「松くい虫防除特別措置法」の一部を改正し、その期限を延長するとともに名称も「松くい虫被害対策特別措置法」(以下「特措法」という)と改めた。それ以後、被害量は減少傾向で推移したが、地域によっては拡大傾向にあるほか、寒冷地に

おける年越し枯れ等、従来と異なる被害態様が見られるようになったため、62年に「特措法」の一部を改正し、その期限を延長した。以来、各種被害対策の総合的な推進が図られた結果、被害量はピーク時の半分以下まで減少したが、なお、毎年100万㎡に近い異常な被害の発生をみていることから、平成4年に「特措法」の一部を改正し、期限をさらに5年間延長した。

平成4年度以降は、この「特措法」等に基づき、「保全する松林」については、徹底した防除を行い被害の鎮静化を期することとし、その周辺松林については、樹種転換を促進するなど総合的な松林保全対策を推進しているところである。

ア 7年度の子算の概要

7年度の森林病虫害等防除事業の予算は、国営事業7,161万6千円（うち委託費6,829万9千円、損失補償331万7千円）、補助事業38億9,791万2千円、総額39億6,952万8千円で前年度比93.9%となっている。（表16）

イ 7年度の事業概要

(ア) 松くい虫被害対策

a 防除体制の整備

防除体制の充実等を図るため、航空機による被害木の探査のほか地域住民が参加するイベントの開催等を行い地域一体となった松林保全体制を整備する事業を新たに実施した。

表16 7年度森林病虫害防除事業予算

区 分	委 託 費		損 失 補 償 金		計		補 助		合 計	
	数量	金額 (千円)	数量	金額 (千円)	数量	金額 (千円)	数量	金額 (千円)	数量	金額 (千円)
1 松くい虫防除費		40,937		3,317		44,254		3,207,348		3,251,602
(1) 特別防除	700ha	32,358			700ha	32,358	82,000ha	1,895,266	82,700ha	1,927,624
特別措置法	700ha	32,358			700ha	32,358	28,700ha	663,343	29,400ha	695,701
防除法							44,250ha	1,022,750	44,250ha	1,022,750
奨励防除							9,050ha	209,173	9,050ha	209,173
(2) 地上散布	80ha	5,262			80ha	5,262	12,220ha	420,361	12,300ha	425,623
防除法	80ha	5,262			80ha	5,262	8,720ha	300,921	8,800ha	306,183
奨励防除							3,500ha	119,440	3,500ha	119,440
(3) 伐倒駆除	230㎡	1,678	230㎡	1,678	460㎡	3,356	157,100㎡	514,190	157,560㎡	517,546
防除法	230㎡	1,678	230㎡	1,678	460㎡	3,356	55,800㎡	189,284	56,260㎡	192,640
奨励防除							101,300㎡	324,906	101,300㎡	324,906
(4) 特別伐倒駆除	230㎡	1,313	230㎡	1,313	460㎡	2,626	93,400㎡	280,380	93,860㎡	283,006
特別措置法	230㎡	1,313	230㎡	1,313	460㎡	2,626	45,200㎡	142,841	45,660㎡	145,467
奨励防除							48,200㎡	137,539	48,200㎡	137,539
(5) 補完伐倒駆除							11,900㎡	28,073	11,900㎡	28,073
特別措置法							6,400㎡	15,098	6,400㎡	15,098
奨励防除							5,500㎡	12,975	5,500㎡	12,975
(6) 伐採跡地駆除(防除法)	40a	41	40a	41	80a	82	7,910a	4,046	7,990a	4,128
(7) 伐採木等駆除	38㎡	30	38㎡	30	76㎡	60	18,400㎡	7,259	18,476㎡	7,319
防除法	38㎡	30	38㎡	30	76㎡	60	10,500㎡	4,142	10,576㎡	4,202
奨励防除							7,900㎡	3,117	7,900㎡	3,117
(8) 枯損幼齢木駆除(防除法)	2ha	255	2ha	255	4ha	510	300ha	19,134	304ha	19,644
(9) 被害拡大未然防止対策緊急防除							7,200㎡	38,639	7,200㎡	38,639
防除法							2,400㎡	12,880	2,400㎡	12,880
奨励防除							4,800㎡	25,759	4,800㎡	25,759
2 感染源防除促進対策特別事業費								45,617		45,617
3 樹幹注入剤による松林保全対策事業								32,059		32,059
4 松くい虫被害対策促進事業費							44地区	131,214	44地区	131,214
5 松林保全体制整備事業費							9地区	11,670	9地区	11,670
6 その他森林病虫害等防除費								271,790		271,790
7 その他の経費		27,362				27,362		198,214		225,576
(1) 松くい虫関係		24,315				24,315		187,525		211,840
(2) その他森林病虫害等関係		3,047				3,047		10,689		13,736
合 計		68,299		3,317		71,616		3,897,912		3,969,528
再掲		65,252		3,317		68,569		3,615,433		3,684,002
松くい虫関係費								282,479		285,526
その他森林病虫害等関係費		3,047				3,047				

b 防除手段の強化、多様化

防除手段の強化、多様化を図るため、特別防除、地上散布、伐倒駆除、補完伐倒駆除、特別伐倒駆除、樹幹注入剤による防除、アカゲラを利用した防除事業に加え、新たに「保全する松林」について、公益的機能を高度に発揮させ、松くい虫の繁殖源の少ない健全な松林とするため、不用木等の伐採、後継樹の育成等を行う事業を実施した。

c 樹種転換の推進等

「保全する松林」の周辺において、松林を広葉樹林等へ樹種転換し、「保全する松林」の保護樹林帯を造成するため、松の除去を行う事業、広葉樹林等からなる森林を造成する事業、これらの樹種転換を推進するために都府県が関係者に対して指導、働きかけ等を行う事業を実施した。

また、被害跡地の復旧等のための造林、治山、林道の各事業を実施した。

d 研究開発の促進等

研究開発等においては、生物的防除手法等の開発を行うとともに、東北地方等を対象とした抵抗性マツの育成を図る事業を実施した。

このほか、被害材等の利用を促進するための炭化施設の整備等を行う事業を実施するとともに、農林漁業金融公庫資金、林業改善資金の融資を行った。

(イ) その他森林病害虫等被害対策

松くい虫以外の森林病害虫及びシカ等の動物被害の防除事業を実施したほか、スギ、ヒノキ穿孔性害虫について、地域の被害対策を推進する事業と、森林所有者の防除意識の高揚を図る事業を実施した。

(2) 森林保管理

ア 林野火災対策

(ア) 林野火災の現状

林野火災の2年から、6年の年平均は出火件数3,076件、焼損面積2,486ha、損害額約12億円、死者16人となっている。この被害は直接的な被害であって、林野火災による間接的な被害、例えば復旧に要する費用や消火に要した人件費、さらに森林のもつ公益的機能の損失等を見積もれば巨額なものとなる。

林野火災の発生が最も多い時期は1～5月となっている。この時期は概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となり、出火の危険性が高くなるためである。最近では森林レクリエーションの多様化に伴い、8月の発生も増えている。また、森林開発等に伴う森林と住宅の近接化等による林野火災被害の危険性も増大している。

林野火災の出火原因についてみると、2年から6年の年平均によれば、たき火によるものが全体の39%を占め最も多く、次いでたばこ16%、火遊び8%の順となっている。

(イ) 7年度の子算の概要

林野火災対策予算は林野庁及び消防庁において各々計上されており、このうち、林野庁予算としては一般会計、森林保険特別会計、国有林野事業特別会計に分かれている。その概要は表17のとおりである。

表17 7年度林野火災対策予算  
(千円)

一般会計	8,646	林野火災対策費
〃 (補助金)	58,559	林野火災予防対策事業
	1,150,000	防火林道整備事業
	213,600	広葉樹林整備特別対策事業
森林保険 特別会計	33,501	森林災害予防事業
国有林野事業特別会計	71,028	(山火事防止対策)

(ウ) 7年度の事業の概要

a 全国山火事予防運動の実施等による予防思想の普及・啓蒙

広く国民に山火事予防思想の普及を図るため、春季(3月)に全国山火事予防運動を林野庁と消防庁の共唱で実施した。

また、林野火災の多発する時期である1～5月に山火事予防ポスター、列車広告、短波放送等により防火思想の喚起を行った。

b 民有林の火災対策

林野火災の予防及び効率的な初期消火を図るため、航空機による巡視、林野火災予防組織の育成、初期消火資機材の配備、地域住民等による予防活動の推進等を行うとともに、近年の林地開発等に伴う森林と住宅地の近接化等による家屋への延焼の危険性に対処するため、延焼防止に効果のある防火森林、防火林道を整備した。

c 国有林野の火災対策

国有林野事業においては、国有林を火災の被害から守るため、職員をもって自衛消防隊を組織するとともに、地域住民に呼びかけて愛林組合等の組織づくりを促進するほか、林野火災の予防宣伝、消防用機材及び空中消火機材の配備、防火線の整備、林野火災予防のための巡視等を行っている。

イ 森林の保管理対策



(ア) 森林パトロール等

林野火災等の森林被害を防止するため、流域を単位とした森林パトロール計画に基づいて、緑のレンジャーが森林パトロールを行うとともに、森林所有者、地域住民等の森林の保全活動に対し、必要な機材の配備等を行った。

森林パトロール事業（補助金）	54,148千円
森林共同管理促進事業（Ⅱ）	1,482千円
緑の保全活動活性化事業（Ⅱ）	2,929千円

(3) 林地開発許可制度

ア 制度の概要

乱開発を防止し、森林の土地の適正な利用を確保するため、昭和49年5月に森林法の一部改正が行われ、従来からある保安林制度に加え、保安林等を除く民有林を対象として林地開発許可制度が同年10月31日に発足し適切な調整を図ってきたところであるが、近年、国民生活や経済活動の高度化に伴い、森林の保健休養の場等として利活用することに対し国民の期待が高まってきており、利用と保全の両立を図るために従来の運用の改善が必要となったため、平成2年度においては開発に伴い残置すべき森林等の割合等の基準の見直しを行った。

また、平成3年4月の森林法改正において、開発行為地の周辺を超えた広域にわたる影響を判断できるよう開発行為によって、その森林のもつ水害の防止の機能が損なわれ、下流域において水害を発生させるおそれを生じさせないことが許可要件として追加された。

(ア) 許可制の適用範囲

地域森林計画の対象となっている森林のうち、保安林等を除く民有林において1haを超える開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）をしようとする者は国又は地方公共団体等が行う場合等の例外を除き都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。

(イ) 許可基準等

開発行為の許可を受けようとする者はその行為をしようとする森林の所在地の都道府県知事に対し省令に定められた手続きにより申請を行うこととされている。

申請を受理した都道府県知事は原則として現地調査を行いその内容を審査し、関係市町村長及び都道府県森林審議会等の意見を聞いた上で、

- a 周辺の地域に土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- b 水害を発生させるおそれがあること。

c 水の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあること。

d 周辺の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

のいずれにも該等しないと認めた場合には許可をしなければならぬこととされている。

(ウ) 監督処分等

都道府県知事は森林の有する公益的機能を維持するため、必要があると認めるときは無許可又は許可条件違反等の開発行為について、その行為の中止命令又は復旧命令を発することができ、無許可の開発行為を行った者又は前記の各命令に違反した者に対しては罰金が課せられることになっている。

イ 許可制度の運用状況

最近の許可制度の運用状況についてみると、件数は、減少傾向を示し、面積については、60年度以降増加傾向を示したが、5年度から大幅な減少に転じている。

また、開発行為の目的別面積は、農用地の造成が減少し、一方で、ゴルフ場の設置が増加傾向を示していたが、5年度以降、大幅に減少している。

表18 7年度林地開発許可制度の運用状況

開発行為の目的	許可処分	
	件数 (件)	面積 (ha)
工場・事業場用地の造成	102	575
住宅用地の造成	68	564
別荘地の造成	3	13
ゴルフ場の設置	47	2,091
レジャー施設の設置	41	121
農用地の造成	92	328
土石の採掘	212	1,503
道路の新設又は改築	4	10
その他	69	393
計	638	5,598

- (注) 1 面積は、土地の形質の変更に係る面積であって、開発区域内に残置する森林を含まない。
- 2 面積は、新規許可処分面積と変更許可処分に係る増減面積を加えたものである。

5 林業山村の活性化

(1) 流域林業活性化対策

近年の林業をめぐる厳しい情勢の中で、林業生産活動及び森林の適正な管理を推進するためには、森林の有している諸機能が発揮される場である「流域」を基本的単位として、流域における関係者が、自主的に林業の活性化に取り組む必要がある。

このため全国158の流域ごとに「流域林業活性化協議